

羽二重	經一縮	古一越	一越	紋一縮	羽二重	一縮	經一縮	飾二縮	變一縮	紋一縮	錦一縮	橫一縮	使用	色一縮	紺一縮	本一縮	時一縮	優一縮	時一縮	優一縮	色一縮	
縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	縮縮縮	物	物	物	物	物	物	物	物	物

一 四 五 六 三 元 二 六 元 三 三

同 同 同 同 二 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 二 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 六 同 九 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

チエニ	紋	平	紋	横	紋	羽	紋	經	橫	錦	羽	紋	飾	絛	チエニ	塩	平	紋	錦	紋	經	横	紋	
縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮

二 一 三 五 三 六 四 四 二 四 六 五 二 四 元 五 一 三 八 一 四 五 四 五 一 一

同 同

六 同

二 三

時一縮	優一縮	色一縮	紺一縮	本一縮	時一縮	優一縮	時一縮	並一縮	色一縮	紺一縮	本一縮	時一縮	並一縮	品	本	裏	色	色	色	色	色	色	色
等	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅	紅

同 同

同 同

同 同

同 同

紺	本	時	優	色	紺	本	時	優	時	優	時	優	時	優	時	優	時	優	時	優	時	優	時	優
花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花	花

同 同

同 同

同 同

同 同

古濱縮緬	一越縮緬	壁節縮緬	經撚縮緬	横シボ縮緬	羽二重友禪地	平縮緬	壁縮緬	紋縮緬	錦縮緬	羽二重友禪地	横シボ縮緬	紋縮緬	壁縮緬	平縮緬
三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
同七同	同八同	同九同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同
二、一〇	二、〇五〇	二、八〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇
紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同
一七、九〇	一七、三〇	一七、三〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇

古濱縮緬	一越縮緬	壁節縮緬	經撚縮緬	横シボ縮緬	羽二重友禪地	平縮緬	壁縮緬	紋縮緬	錦縮緬	羽二重友禪地	横シボ縮緬	紋縮緬	壁縮緬	平縮緬
三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
同七同	同八同	同九同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同	同二同
二、一〇	二、〇五〇	二、八〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇	一、九〇
紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ	紋チエニ
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同	同三同
一七、九〇	一七、三〇	一七、三〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇	一六、〇〇

組縮緬	古濱縮緬	錦二重縮緬	平二重縮緬	横シボ縮緬	紋錦紗縮緬	變縮緬	一越縮緬	經燃縮緬	紋變縮緬	紋縮緬	横シボ縮緬	紋錦紗縮緬	羽二重縮緬	古濱縮緬	飾節縮緬	一越縮緬	紋縮緬	壁縮緬	塩縮緬	經燃縮緬	紋縮緬	羽二重縮緬	紋縮緬	
三六	四三	一四	一〇	八三	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三〇、七〇	三〇、七〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇	二九、四〇
錦紗縮緬	平二重縮緬	紋縮緬	本絹染丸帶	紋朱子縮緬	絹紡緯朱子	フットクレープ	紋縮緬	羽二重縮緬	紋バレス	紋縮緬	羽二重縮緬	フットクレープ	紋朱子縮緬	一越縮緬	紋朱子縮緬	サテンクレープ	紋縮緬	紋縮緬	紋縮緬	紋縮緬	紋縮緬	紋縮緬	紋縮緬	紋縮緬
二四	二二	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
同	同	同	並一本	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中一同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二五、六〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇	二四、三〇

フットクレープ	紋朱子縮緬	紋バレス	紋朱子縮緬	一越縮緬	絹紡緯朱子	紋縮緬	羽二重縮緬
七	四	四	五	五	五	五	五
同	同	同	同	同	同	同	同
三〇、〇〇	三〇、〇〇	三〇、〇〇	三〇、〇〇	三〇、〇〇	三〇、〇〇	三〇、〇〇	三〇、〇〇
紋バレス	フットクレープ	サテンクレープ	一越縮緬	絹紡緯朱子	紋朱子縮緬	紋縮緬	羽二重縮緬
四	七	九	五	五	五	五	五
同	同	同	上一同	同	同	同	同
二六、九〇	二六、九〇	二六、九〇	四、二〇	四、二〇	三九、七〇	三九、七〇	三九、七〇

- 一 釜物ハ一反ニ付本表價格ノ五十錢上ゲトス
- 二 本表以外ノ品種ニ付テハ前記染加工品ト同格品ハ本表價格ニヨリ販賣スルモノトス
- 三 本表染加工品ニシテ本表以外ノ別詭品ニ付テハ本表價格トノ從來ノ格差ニヨリ販賣スルモノトス
- 四 本表中ノ紅紋縮緬金振リノ加工賃ハ一疋ニ付三圓五十錢ノ割合ヲ以テ加算スルモノトス
- 五 本表ハ昭和十四年十二月二十九日商工省告示第三百八十六號ヲ以テ指定セラレタル絹織物ヲ使用シタルモノノ價格トス
- 六 本表ノ品位及等級ハ京都染吳服卸商業組合ニ於テ京都府知事ノ承認ヲ得タル方法ニ依リ査定シタルモノトス

◆鳥取縣告示第七百八十九號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 組合ノ名稱及地區
 (イ) 名 稱 鳥取縣陶管製造販賣商組合
 (ロ) 地 區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格
 地區内ニ於テ陶管ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

品 種	規 格	單 位	卸 賣 價 格	小 賣 價 格	備 考
陶管	長 三尺 内徑 一寸五分	一個	二七五	三四〇	
同	長 三尺 内徑 一寸	同	三六〇	四五〇	
同	長 三尺 内徑 一寸五分	同	四四〇	五五〇	

同	長 三尺 内徑 一寸五分	同	六七〇	八四〇	
同	長 三尺 内徑 一寸	同	八六〇	一〇八〇	
同	長 三尺 内徑 一寸五分	同	一〇五〇	一、三一〇	
同	長 三尺 内徑 一寸	同	一、七九〇	二、二四〇	
同	長 三尺 内徑 一寸五分	同	二、八六〇	三、五八〇	

一 本表價格ハ店先渡價格トス
 二 曲管ハ各寸共本表價格ニ準ズ

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年十月十九日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第七百九十號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ

於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ就テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣洋酒罐詰食料品商組合

名 稱

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ洋酒罐詰其他食料品ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

(イ) 額
酢ノ素販賣價格

等 級	單 位	卸賣價格	小賣價格	備 考
酸 エキス 三六% 〇、五%	一升瓶詰一本	一、六〇	一、八七	
同	二合 同	〇、四四	〇、五二	
同	一合 同	〇、二四五	〇、二九	
同	二合 同	〇、三八	〇、四四	

一 卸賣價格ニアリテハ賣方同一市町村内ノ買方ニ對シテハ持込價格トシ他ノ市町村内ノ買方ニ對シテハ賣方最寄驛貨車乗渡價格トシ小賣價格ハ店先渡價格トス

二 生産者名ヲ明記セザルモノ並配合率ガ本表價格ニ依ラザルモノ及日本酢ノ素製造組合ノ規格證票ヲ貼付セザルモノハ本表價格ノ半額トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年十月十九日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第七百九十一號

日野郡畜産組合ニ對シ印賀臨時牛馬市場左ノ通開設ノ件十月十九日附許可セリ

昭和十五年十月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 市場ノ名稱 印賀臨時牛馬市場

- 二位 置 日野郡大宮村寶谷字橋詰道下リ三四九番地
- 三 開設者氏名 日野郡畜産組合
- 四 開場ノ日時 昭和十五年十一月 自十三日 至十五日 三日間
- 五 取扱家畜ノ種類 牛、馬
- 六 家畜賣買交換 日野郡大宮村、阿毘綠村、山上村、日野上村、黒坂町
停止ノ區域
- 七 家畜賣買交換 開催日前後各一日間
停止ノ期間

◆鳥取縣告示第七百九十二號
日野郡畜産組合ニ對シ石見臨時牛馬市場左ノ通開設ノ件十月十九日附許可セリ
昭和十五年十月十九日

- 一 市場ノ名稱 石見臨時牛馬市場 鳥取縣知事 副 見 喬 雄
- 二 位 置 日野郡石見村字上石見宮照八一四番地 八二三八
- 三 開設者氏名 日野郡畜産組合 昭和十五年十一月 自十七日 至十九日 三日間
- 四 開場ノ日時 昭和十五年十一月 自十九日 至二十一日 三日間

七 家畜賣買交換 市場開催日及其ノ開催日前後各一日間
停止ノ期間

◆鳥取縣告示第七百九十三號
米穀現在高調査員左ノ通囑託セリ
昭和十五年十月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託年月日
德丸美英	東伯郡日下村	東伯郡日下村役場	昭和十五年十月一日
甲山 勇	東伯郡矢送村	東伯郡矢送村役場	同

◆鳥取縣告示第七百九十四號
國民體力法第五條並國民體力法施行令第二條ニ依リ昭和十五年度要検査被管理者ノ體力検査施行ヲ
命ジタル者左ノ如シ
昭和十五年十月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

事業場ノ名稱	所 在 地	管 理 人

日本青達株式會社
米子製鋼所
米子市久米町一八二番地
今岡春雄

◇鳥取縣告示第七百九十五號
左記墓地ハ今回整理ノ爲改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノ墓所有之趣ニ付有緣者ハ來ル十月十五日迄ニ直接管理者宛申出ラレタシ若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ措置セラルベシ
昭和十五年十月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

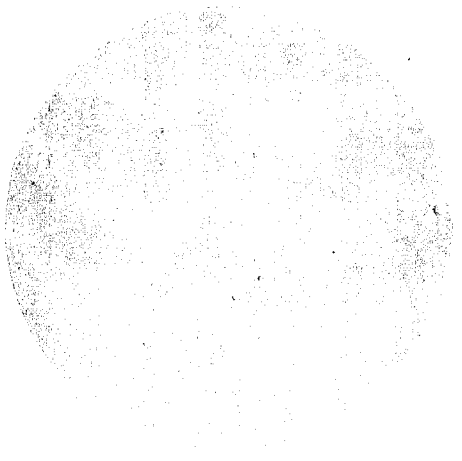
- 一 墓地所在地
靜岡縣田方郡三島町宮倉千五十七番地本妙寺墓地 壹反貳畝八步
- 一 管理者
靜岡縣田方郡三島町 本妙寺住職 森 川 秀 光

◇鳥取縣告示第七百九十六號
價格等統制令施行規則第三條第二項ノ規定ニ依リ鳥取縣鐵道枕木業組合ニ對シ昭和十五年度鐵道省轉轍、轍叉用枕木ノ價格左ノ通指示セリ
昭和十五年十月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

樹種	單位	最寄省線驛渡價格
マ	一立方米ニ付	七八・二〇

事 變 特 報

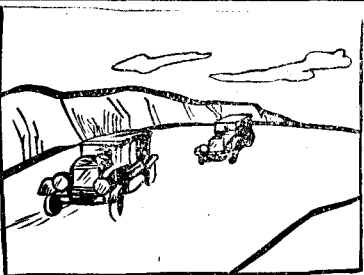


舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

目 次

一 今回の勞務動態調査について……………	(職業課) 二七頁
一 陸軍少年飛行兵……………	(社寺兵事課) 三三頁
一 肥料消費實態調査……………	(農産課) 二七頁
一 全國並に本縣夏秋蠶豫想收繭高……………	(統計課) 二九頁
一 紀元二千六百年祝典記念 第十八回貯蓄債券と支那事變國債……………	(時局課) 三〇頁
一 寺院教會等退藏金屬品獻納運動……………	(社寺兵事課) 三三頁
一 本年のラミー第三回豫想收穫高……………	(統計課) 二五頁
一 鳥取縣の奉祝繼走コース決る……………	(學務課) 三五頁
一 青少年義勇軍配屬寮母募集……………	(社會課) 二七頁

力の亞興品廢せか活



今回の勞務動態調査について

◆調査規則の改正

勞務動態調査は昨昭和十四年十二月三十一日現在を以てその第一回調査が行はれ、これについては本報に於ても第三十二號、第三十四號に記したのであつたが、本年六月十四日附厚生省令を以てその一部に改正が行はれてゐる。この改正の要點を記すと

一 調査期日

毎年二回六月末及び十二月末に行はれることになつてゐたのを三月末及び九月末に改められたこと

二 調査票

- 1 調査票記入欄の配置が變つたこと
- 2 前職の産業種別を職業種別に改め、且つ一般勞務者ばかりでなく事務従事者技術職員についても調査するやう調査範圍を勞務者全般に擴げられたこと
- 3 備考欄記入の長期缺席者人員を調査項目に明示されたこと
- 4 調査票正票連接の交付控書を廢し、別紙としたこと

又、本年九月末日現在に於ける調査票の配付蒐集期限に就て次のやうに特例が定められた

一 調査票用紙の配付

市町村長より調査員への配付は十月三十日迄
調査員より雇傭主への配付は十一月四日迄

二 調査票の蒐集及び提出

雇傭主より調査員へ 十一月十日迄
調査員より市町村長へ 直ちに

なほ、調査内容は調査期日たる九月末現在を基準として調査し、例へば過去六ヶ月間の雇

入・解雇は昭和十五年四月以降調査期日の九月末日に至る六ヶ月間の状況について調査するのである。

勞務動態調査のことについては曩にも記した如く既に大体説明して置いたのであるが、調査施行の時期も差しせまつて居ること故、以下簡單にその要旨を記すこととする。

◆勞務動態調査の趣旨

この調査は資源調査法第一條の規定に基く勞務動態調査規則に依り、勞務者の全部について其の員數、所在、異動の状況等を調査し、政府の行はうとする種々の勞務對策樹立上の基礎資料を得やうとするものであつて、工場事業場等に於ける勞務者については從來から勞務者の就業場の規模を限定して、或は勞務者の種類を限つて調査が行はれてゐるのであるが、これ等の諸調査とは異つて勞務動態調査に於ては調査の對象を勞務の一局部分に限定しないで、苟くも他人に雇傭せられ、肉体的たるも精神的たるもを問はず勞務に従事してゐる者は原則としてそ

の全部に亘つて調査するものである。

従つて報告義務者の範圍には多數の勞務者を雇傭してゐる工場事業場はもとより、從來勞務に關する一般的調査から除外せられてゐた數人の店員を雇傭してゐる商店や事務所、一人の家事婦を雇傭してゐる家庭等も含まれるのである。且又勞務動態調査に於てはその名稱の示す如く勞務者の雇入、解雇、前職、將來の勞務需要見込の概略を調査する等、從來のこの種の調査に比べて調査對象の廣い點とその態動を調査するものなることに於て特色があるのである。

近時我が國に於ける勞務の状況は勞務者の絶對數の増大、時局の影響等に因つて顯著な動きを示してゐる。しかも現下の我が國に於て國策遂行の基調となるものは資金、物資と共に勞務である。故に各産業に幾何の勞務者が存在するか、その勞務者の種類、年齢構成は如何なる様相を示してゐるか、解雇、雇入等勞務の異動は如何なる状況にあるか、將來幾何の勞務者が如何な

る産業に所要せられるか、現在の各産業部門に於ける勞務者は如何なる職業より轉入して來てゐるか、新規に就職して來た産業別の員數は幾何であるか等、現下の勞務の状況を具体的に的確に知ることが、政府の現在行ひ將來行はうとする諸種の勞務對策上極めて重要な事項である。勞務動態調査はこれ等の間に答へて時局下緊要な諸勞務對策の樹立の基礎資料を供與するものである。

◆報告義務者

常時勞務者を雇傭するもの、即ち調査期日現在に於て勞務者を雇傭し、其の雇傭期間が引續き三ヶ月以上に亘る者、又は調査期日現在に於て勞務者を雇傭してゐなくても調査期日を基準として過去六ヶ月間に引續き三ヶ月以上勞務者を雇傭した者は報告の義務があるのである。従つて調査期日の當日たゞ一人を雇傭してゐる者は報告の義務はない。

勞務供給業者はその勞務者と雇傭關係にあるとき報告義務者となる。

雇傭主が自ら勞務者を使用してゐる場所を管理しない場合は、事實上これを管理する者が報告義務者となる。

工場、鑛山等に於てはその管理人即ち工場長鑛業所長が報告義務者となり、管理人代理人がない場合には事實上これを管理する者がその義務者となる。

商店に於ては商店主、私立學校に於ては學校長、會社銀行等の支店では支店長が義務者である。

本店本社が外國外地にあり、内地に支店支社工場を有して外國人又は日本人を雇傭してゐる場合にもその勞務者は調査の對象となり、其の就業場を事實上管理する者が報告義務者となる。鐵道乗合自動車等の交通業、又は電氣供給業の如く、勞務者を使用する場所が廣範圍に散在してゐる場合は、其の場所を統轄してゐる所に於て報告するも差支へない。

市町村に在つては雇傭關係にある囑託、雇傭人は勿論、市町村吏員に付ても報告しなければ

ならぬ。

市町村に於て試験所、作業場、市町村立の病院、學校等本廳以外の場所に於て勞務者を使用してゐる場合、該就業場の長が包括的管理、權限あるときは、其の就業場の長が報告することを要する。

國又は道府縣は報告する必要はない。即ち國又は道府縣直轄の工場、事業場、學校、病院、事務所等は別に本調査に準じて調査することになつてゐるから調査員は關與する必要はないのである。

◆報告すべき勞務者の範圍

調査期日現在雇傭する勞務者は勿論、調査期日を基準として過去六ヶ月間に雇入、解雇した勞務者及び今後六ヶ月間に雇入れる豫定の勞務者についても報告を要するのである。

こゝに勞務者とはすべての被傭者を謂ひ肉体的勞務に従事する者は勿論、精神的勞務に従事してゐる者も含まれるのである。即ち工場事業場に於ける事務従事者、技術職員、職工、鑛夫、

商店に於ける店員、荷造夫、鐵道軌道會社に於ける出札係、轉轍手、運轉手、車掌、火夫、家庭に於ける家事婦、農家に於ける常傭作男等他人に雇傭せられてゐる者は産業職業性別の如何を問はず全部に於て報告せねばならぬのである。

従つて比較的多數の事務員、技術者、職工、鑛夫、人夫等を雇傭してゐる工場や鑛山は勿論、商店はその商店員、配達人、掃除夫等に付き、私立學校はその教員、事務員、小使、給仕等に付き、一般家庭に於ても書生、家事婦を雇傭して居ればそれ等の者に付き報告しなければならぬのである。

但し勞務者の内、調査期日現在に於て左の各項に該當する者は報告を要しないから注意を要する。

- 1 勤務の場所が外地、外國に在る場合
但し外地外國等に單に出張旅行の者は報告しなればならぬ。
- 2 船員法による船員
従つて總噸數二十噸未満又は積石數二百石

未滿の船舶、及び端舟その他櫓權のみを以て運轉し又は主として櫓權を以て運轉する舟、平水區域を航行する船舶、總噸數三十噸未満の漁船に乘組む勞務者（船長及船員）については報告を要する。

3 醫師、齒科醫師、藥劑師、獸醫師
但し醫師等が勞務者を雇傭してゐる場合はこれについて報告義務のあることは無論である。

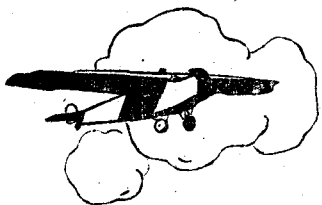
4 年齢十二歳未満又は六十歳以上の者
年齢は調査期日現在雇傭する勞務者は勿論過去六ヶ月間に雇入、解雇した勞務者についても調査期日現在を基準として算定する。即ち雇傭當時は滿十二歳未満であつても調査期日に於て滿十二歳に達する者は報告を要するのである。

5 年俸又は月俸を受け、その月額百圓を超へる事務従事者
月額百圓の者は報告を要する。又年俸月俸とは基本給のことであつて、手當、賞與等は

除かれる。日給者は月額百圓を超へても報告を要する。

尙注意すべきは技術職員及び一般勞務者にあつては、年俸又は月俸の月は額百圓以上であつても報告を要するのであつて、収入による除外はただ事務従業者のみに限られてゐることである。

6 其他厚生大臣の指定する者
現在ではこの指定せられてゐるものはない。



陸軍少年飛行兵

一 陸軍少年飛行兵とは
今まで「少年航空兵」といふ名に馴れてゐたのが今年から「少年飛行兵」と名稱が變つた。
實は今までも少年航空兵といふのは單に通稱であつて、正しくいへば東京陸軍航空學校生徒、

それから其處を卒業して進む熊谷陸軍飛行學校の操縦生徒、水戸陸軍飛行學校の通信生徒、又陸軍航空整備學校の技術生徒をひつくるめて此の名で呼んでゐたのである。

處が今回東京陸軍航空學校卒業後一年間生徒としての課程を了へると上等兵を命ぜられ兵の待遇を受けて或ひは操縦を習ひ、通信整備を習ふことになつたのである。今までは此の期間も生徒の待遇であつた。何故生徒の待遇を兵の待遇に變へられたかといふことはむづかしい法規の事になるが、要するに國軍の正規の一員としての榮譽と、又これに伴ふだけの待遇を受けることになつて、茲に陸軍で最も若い上等兵が出来ることになつたのである。そして他の航空兵上等兵と區別する爲に少年飛行兵と云ふ名が興へられたのであつて、この「少年飛行兵」の名こそ輝かしい光榮あることを銘記して貰ひたい。

何故陸軍では年若い飛行兵を募るかと云へば凡そ航空の諸作業はなるべく若い中から始めな

くてはならぬからである。若い中から養成して立派な航空兵の軍人になりたいからである。少年飛行兵こそ將來實に於ても量に於ても荒鷲部隊の若き中堅として實力を發揮せねばならぬのである。少年諸君はこの事をよく銘記して堅い覺悟と決心をして「少年飛行兵」の志願をし、その名譽と期待にそふやう努めねばならぬのである。

二 少年飛行兵の進路

少年飛行兵はどこで何を習ひ、どの位たつと一人前の飛行兵になれるのか。

試験に合格して最初に入る學校は東京陸軍航空學校で、生徒として入るのである。凡そ一年こゝで生徒として基礎教育を受けると操縦・通信・整備の三分科に分れる。卒業の際優秀生には航空總監賞が授與される。この分科は本人の志望と心身の状態とを參酌して學校長が決定する。本人の志望については家庭の都合や両親の希望もこの際につきり上官に申出ることが出来る。心身の状態に就ては、操縦を修得するために

は最も精密な検査に合格するだけの身體でなければならぬ。いかに本人が希望しても此の試験に合格しないと操縦は出来ないものであつて、之は飛行機の事故を未然に防ぐことであり、操縦者の生命を護ることであり、つまり國軍の戦力を増大することである。

此の検査が済んで進むべき分科が決定すると操縦をするものは熊谷等にある飛行學校に、通信をする者は水戸在の飛行學校に、技術をおさめる者は所澤の陸軍航空整備學校にと三つの學校に別れるのである。各學校の専門教育は二ヶ年であるが、これ等の學校で一ヶ年を過ぎた時から生徒は少年飛行兵となつて赤い無地の襟章に黄色い三つの星がつけられ上等兵となるのである。三分科各學校は違つても、修める特技は違つても心は同じ少年飛行兵、卒業の上は各々の特技が持ちつ持たれつ心を合せて再び飛行隊で見える事になるのである。

さて操縦・通信・整備各専門の學校を卒業する時にも成績優等の者には航空總監賞が授與され

る。操縦を卒業した者には卒業と同時に胸間に操縦徽章が吊られる。上等兵の操縦者は少年飛行兵あるのみである。

併し何れにせよ學校を卒業したての少年飛行兵は之から教へられた事に磨きをかけ、隊附となり、學校生活と違つて一般の下士官兵の多數居る軍隊で生活するやうになる。かくて巢立つたばかりの若鷲は猛訓練を續け、一年経つか経たぬかに少年飛行兵は「任航空兵伍長」の任官辭令を買つて判任官となるのであつて、この日から少年飛行兵ではなく航空兵科の下士官となる。

伍長は約半年、軍曹は約二ヶ年でその次は長い軍刀を吊つた曹長となる。下士官となつてから陸軍豫科士官學校を受験することも出来る。普通の進み方をすれば下士官任官後四ヶ年経つと資格が出来るから少尉候補者の試験を受けて航空士官學校に入るのである。試験の課目は軍事學と普通學(概ね國語・數學)とで、少年飛行兵として充分の教育を受けた者は、その後

絶えず少しづつ、勉學することを怠らなければ裕々合格出来る。

三 志願の方法

以上で東京陸軍航空學校の生徒から少年飛行兵となり第一線に活躍し、或は將校となる迄の大体の事情が判つたと思ふから、志願の仕方、資格等に就いて解説して見やう。

志願するにはまづ「東京陸軍航空學校生徒志願心得」を鳥取聯隊區司令部、青年學校、役場等に行つて志願票と共に貰つて来てよく讀む事である。

(一) 資格

年齢は毎年三月三十一日を基準にして満十五年以上十七年未満の者、例へば昭和十六年度入學志願者は大正十三年四月二日より同十五年四月一日迄の間に生れた者に限る。學歷はたとへ尋常小學校を卒業しただけの者であつても實力さへあれば差支へない。但し破産の宣告を受けて復権しない者や、禁錮以上の刑に處せられた者であつてはならぬ。

(二) 身體

次は身體であるが、自分で測つて見て、若し満十四歳以上で身長が一・五米、體重四〇斤、胸圍〇・七二米以下の者、満十五歳以上では體重四二斤、胸圍〇・七三米以下の者、満十六歳以上では體重四四斤、胸圍〇・七四米以下、身長は何れも一・五米の者なら病氣がなくても採用されない。

次に視力であるが、之は若し心配ならば眼科醫に診察して貰ふと合格するかどうかはつきり判る。即ち裸眼の視力〇・六以上に悪いものや、近視、遠視、近視性(遠視性)の亂視で各眼の視力〇・三に満たず、二ディオプリー以下の眼鏡(所謂二〇度)をかけて〇・八以上見えない者は不合格であり、色盲も採用されない。勿論病氣のひどい者や、大きな怪我をした者も採用されない。

(三) 志願票

甲乙二枚あつて裏にも記入する處がある。筆かペンで判然と書き、鉛筆で書いたり朱色で書いたりしてはいけない。今年の十月三十日迄に

届くやうに出さないと駄目である。餘日が少いから志願をする者は大至急取運ばれたい。

(四) 受檢希望地

採用のための身體検査と學科試験は全国各地で同時に行はれるから、自分の居所に一番近い處、又は現在は遠くても二月にはその近くに移る事が判つてゐる場合は、その時の一番近くの検査場を選ぶがよい。

検査場は各師管毎に數ヶ所定められてゐるが我が姫路師管區では姫路・岡山・松江・鳥取である。

(五) 志願書類の提出

志願票の外に戸籍抄本を出さねばならぬ。之は古いあり合せではいけない。昨年迄は戸籍謄本であつたが今年からは抄本でよろしい。

この二つの書類が揃つたら之を検査場のある土地の聯隊區司令官宛に差出すのである。志願票戸籍抄本が届いたかどうかを確かめたいものは自分の住所氏名を記入した葉書を封入して置く志願票を出してから自分の姓や現住所が變つ

たら直ちに前に出した聯隊區司令官に届を出すこと。但しこの際中の届書の宛名は「陸軍航空本部長殿」と書くこと。紙や書式は規定がないからはつきり書けばよろしい。

四 採用試験

(一) 身體検査

身體検査と學科試験は一月の末から二月初旬中に行はれる。はつきり決つたら受檢地の聯隊區司令部から「何時何處で行はれるから出頭せよ」と通知される。

身體検査を受ける時に持参しなくてはならぬものが二つある。それは寫眞と辨當である。この寫眞は本年の五月以後に撮つたもので、帽子をかぶらずに(制服等を着用してゐる方がよい)撮つた手札型のもので、表紙のつかぬ臺紙(大きさは縦十六糎横十糎)にはり、表の餘白の右側に本籍、左側に氏名、臺紙の裏に検査の時泊る家の場所屋號等を書く。(この寫眞は身體検査に合格した者には返さない)

又家庭上や一身上のいろいろの都合の爲にと

うしても検査が受けられぬと云ふ場合には理由を詳しく書いて届出をなし、無届不参をしてはならない。

(二) 學科試験

身體検査に合格した者に對して二月五日頃に學科試験が行はれる。その心得を書いたものは身體検査場で與へられる。

試験問題は尋常卒業程度の問題で、科目は國語・數學(算術)・歴史・理科で問題はやさしいのが出るから小學校の教科書さへよく理解してれば大丈夫ではあるが、應用の出来る能力を養ふ事が必要である。昭和十五年度は數學・理科の六十問題を一時間で、國語・歴史の四十問題を四十分で課せられて一日で済んだが、こんどはどうなるか判らない。

五 採用試験より入隊まで

學科試験が終るとその答案を採點して、採用の通知があるのは三月中旬後である。此通知は三月中旬頃航空本部長より採用豫定者、補缺要員に對して直接本人に通知され、採用豫定者以

外には別に通知されない。又從來は官報紙上に發表されたが現在は發表されぬ事になつてゐる採用豫定者は四月か十月かに東京陸軍航空學校に出頭を命ぜられ、一まず學校内の兵舎に收容されて、此所でもう一度検査を受ける。それは入隊前にかつた病氣の有無を主として検査するので採用になつた者には検査を受けた場所から學校までの旅費、不幸不採用になつて歸郷する者には同じく往復の旅費を規則によつて支給される。

殊に三月に採用豫定の通知を受けて十月に出頭する者は、その間に不攝生をして身體をこはしたりする事のないやう充分の注意しないとせつかくの名譽ある生徒になれぬ事がある。



肥料消費實態調査

△ 調査の趣旨

事變第四年の本年も既に餘す處少くなりまして、敵性第三國の援蔣行爲等もあつてその處理もなか／＼容易でなく、特に今回の三國同盟の成立に伴ふ國際情勢は一層複雑となるものと思はれ、従つて今後益々非常な覺悟と強い持久力を以て聖戰目的の完遂に邁進することを必要とします。それにつけてもこの重大時局に於きまして、農業生産力の維持と増産を圖つて食糧生産の確保、軍需農産物の供出、貿易資源の増産等を期することは實に銃後農家の受持たねばならぬ最重要義務でありまして、この農家に課せられた農業生産の維持増産の成否こそは、我が大帝國の興廢の分岐點と云はねばならぬのであります。

然るにこの國家興廢の根本要因とも云ふべき農業生産力の維持増産の爲には、その生産の必須資材たる肥料の確保とその配給の適正とは最も基礎的な必須事項であります。時局の進展に伴つてその需給關係はいよ／＼困難となり、未だ早急に著しい改善を見ることは期待することが出来ず、諸般の情勢よりして尙相當程度の窺屈を生ずることはやむを得ぬものと考へねばならぬのであります。

従つて今や肥料は全面的に統制を強化せられ且つ重點主義によつて特に事變目的遂行上に重要と認められる作物に主として割當てられるに至つて居るのであります。これが爲には實際上可能な肥料の供給數量に應じて配給を統制して消費の調整をすることが最も大切であります。

依つてこの肥料配給統制の完璧を期し、消費の調整を一層徹底せしめる爲、各農家の肥料消費の實際の有様を調査して肥料配給上の重要資料とし、且つ町村に於ても施肥の改善並に消費

規正に資すると共に、進んで町村肥料是をも確立するの材料とする爲、今回この肥料消費の實態調査を実施することとなつたのであります。

△ 調査の方法

この調査は市町村農會をして調査せしむるものであります。市町村農會長はこの調査の爲に各農事實行組合(實行組合が設立されてゐない部落では部落團體)に一名乃至數名の調査員を囑託しまして、各農家戸々について調査記入するのであります。

その調査内容は第一表 主要作物別消費調査と第二表月別消費調査と二つありまして、第一表の「主要作物別消費調査」は稻、大麥、裸麥、小麥、甘藷、蔬菜、果樹、桑、煙草、菜種及工藝作物、綠肥及飼料作物、其の他の十二種目について各その栽培面積、反當收量、自給肥料消費高、販賣肥料消費高を調査するのであります。自給肥料は堆厩肥、綠肥、其の他の三種、販賣肥料は硫安、石灰窒素、過磷酸(一六%、一九・七%、其他)硫酸加里、塩化加里、化成

肥料、調合肥料、其の他無機質肥料、大豆油粕、其の他植物油粕、鰾粕、鯪粕、其の他魚肥、骨粉、蠶蛹搾粕、其の他有機質肥料の十六に分れてゐます。

又第二表の「月別消費調査」は販賣肥料の前記十六種について、各種別毎に本年一月からこの十二月に至る一ケ年間の消費量を、各月別に調査するのであります。

これ等の「消費」とは農家が直接耕地に施肥したものであつて、大豆粕等飼料として使用したものは含みません。自給肥料の中の「其他」とは野草等で堆厩肥に積込んだものは除いて重複を避け、又「人糞尿」は購入自給共全部自給肥料として取扱ひます。調合肥料には自家配合のものは含みません。

この調査は本年の十二月三十一日を以て調査を完了して、調査員はこれを市町村農會長に提出し、市町村農會長はこれを取纏め點檢の上昭和十六年一月十日限り、市農會長は知事に町村農會長は郡農會長を經由して知事に提出するの

であります。

相當複雑な調査であり、調査員はもとより各農家としても種々煩雜ではありませうが、戦時下生産力維持増進の爲の銃後事務として、各位の協力を期待する次第であります。



全國並に本縣

夏秋蠶豫想收繭高

農林省では九月二十五日現在に於ける本年の夏秋蠶豫想收繭高を十月十一日發表せられたがそれに依ると

總數 四千二百二十六萬貫

内 譯

白繭種 四千二百二十五萬六千貫

黃繭種 九千貫

であつて、之を前年の收繭高に較べると三百八十萬貫(八分二厘)の減收となつてゐる。

以上の如く前年に比し減收を豫想せられるに至つたのは、中國地方及び近畿地方に於ては氣候が適順で桑樹が伸張し桑葉が良く出來たため掃立の増加に依つて收繭の増加を見たのであるが、其の他の地方に於ては掃立が減少したのみならず晩秋蠶期に於ける氣候の不順、及び暴風雨の影響に依り蠶作不良のものが少なくなつたに依るものである。

而して本縣に於ける本年の豫想收繭高は
總數 六十一萬六千六百六十貫

内 譯

白繭種 六十一萬六千六百六十貫

黃繭種

であつて、之を前年の實收高三十八萬七千五百六十七貫に較べると二十二萬八千五百九十三貫(五割九分)の増加となり、之を前五ヶ年の平均實收高六十五萬八千二百六十一貫に比すれば四萬二千百一貫(六分四厘)の減少となつてゐる。

蓋し本年の夏秋蠶は、掃立以來飼育中の氣候概ね適順であつて病虫害の發生少く稍々良好なる生育を遂げたのと、掃立數量の増加に依つて前記の如き收購を見る豫想である。
尙ほ之を各郡市別に示すと次の如くである。

郡市別	豫想 收購高		前年實 收購高	前年實收 高減 増△減
	白繭種	黃繭種		
總數	六六、一六〇	一六六、一〇七	五七、三六	五九、三
鳥取市	八、六〇六	一、一〇	三、四九六	
米子市	三六、〇八二	五、四七七	三〇、六〇五	
岩美郡	一九、〇九〇	一、二、五六六	六、五〇四	
八頭郡	三六、八〇三	三、四、五三三	二、六八一	
氣高郡	五、九七六	三、九、三三三	一、五、六五五	
東伯郡	三七、〇三三	一、二、五、六八一	五、一、三三二	
西伯郡	三〇、六九九	一、二、九、四四二	一、七、七五五	
日野郡	三、八七〇	一、二、八七〇	一、九、九四	九四六



紀元二千六百年祝典記念 第十八回貯蓄債券と支那 事變國債

來る十一月舉行せられる紀元二千六百年の祝典を記念し、政府に於ては日本勸業銀行に命じて、今回第十八回支那事變國債及同貯蓄債券を左記要項によつて賣出しのことに決定しました。支那事變は勿論のこと、世界の情勢は風雲を孕んで益々複雑化して居ります。今日、我が國力を充實し長期經濟戦に耐える力を養ふ爲には、舉國一致の勤儉貯蓄が何よりも大切であることは今更云ふまでもないことであります。
莫大な財費

本事變債券は實に此の重要な國民貯蓄が容易く行はる爲に趣味と實益とを織り混せて發行されて居る國策債券でありまして、此の賣上代

金は政府に於て舉國下國策遂行上重要な方面に使用せられるものであり、聖戰完遂の原動力ともなるものでありますから、吾等統後國民は公益優先の大精神を以て進んでこの國策債券の消化に協力せねばなりません。

殊に今回賣出の債券は世紀の大祝典を記念したものでありまして、之に相應しい壯麗な意匠を凝らしたのもでもあり、我々國民にとつては洵に千載一遇の祝典記念として最も好個のものであると信じます。縣民各位は舉つて購入せられん事を希望致します。

賣出 十一月一日より十五日まで
一枚 十圓(額面十五圓)
割増金 一等二千圓以下多數
統後の貯蓄奉公に奉祝記念に、この貯蓄債券をお買ひになるやう希望致します。
支那事變國債

又郵便局で賣出しの第十八回支那事變國債は十月二十一日から十一月一日迄、全國各郵便局

の窓口で賣出します。

利札付國庫債券は

賣出値段

二十五圓券 二十四圓五十錢

五十圓券 四十九圓

百圓券 九十八圓

五百圓券 四百九十圓

千圓券 九百八十圓

利率 年三分五厘

利廻 年三分六厘八毛

利拂期日 六月一日、十二月一日の二回

償還期限 昭和三十三年十二月一日

割引國庫債券は

賣出値段

十圓券 七圓

二十圓券 十四圓

償還期日 昭和二十五年十二月八日

(此の割引國庫債券は税金不要)

で賣出されます。

割引國債は十年、利札附國債は十七年で償還になるのですが、もし急に現金が入用になつた時は何時でも郵便の集配をする郵便局で買上げますから少しも不便はないのであります又この國債を郵便貯金の通帳と一緒に郵便局に持つて行かれると無料で安全に預りますし、預かつた國債の利子はすぐ郵便貯金に組入れますから便利であります。又日本銀行の本店支店又は代理店では登録國債の制度によつて無料で安全に國債を預ります。

今年は何元二千六百年の記念マークの入つた國債を賣出してゐますが、この支那事變國債も支那事變の費用を賄ふ爲に發行するものでありますから、皆様の買入れの國債のお金は全部戦線に送る彈丸となり、新兵器となり、糧食とな

るのであります。

今年には地方税制の改正による負擔の軽減もあつて居り、又最近収入の著しく増加してゐる向も相當あるのでありますから、一層奮發してこの貯蓄債券並に事變國債の消化に協力せられるやう希望致します。

貯蓄の結晶

興亞の光



寺院教會等退藏
金屬品献納運動

國際問題は急激に變轉してまゐりました我が國の物資問題は愈々重要を加へて來ましたが、特に金屬類につきましてはかねて我が國はその資源に乏しく、從來國內の需要についてもその大部分は外國よりの輸入にまつてゐたのであります。或は今回の支那事變、ひいては近く叫ばれてゐる大東亞經濟圏の樹立といふことも、これまで我が國で生産出來なかつたもの、特に石油・ゴム・綿等と共に金屬類を東亞經濟圏といふブロッツ内に於て相互に助け合つて協同的にその需給を満たし合つて行く爲の大計畫と云つてよいのであります。

そも／＼金屬は戦争遂行上まことに大切な資源でありまして、軍艦や大砲はもとより銃劍・

彈丸から飛行機・戦車その他あらゆる武器は殆ど金屬によつて出來てゐると云つてよいのであります。事變始まつて以來、この四年にもなる今日、我が國の金屬類の消費は莫大なものであると思はれます。これ等の軍需用金屬類を外國から買ひ入れる爲には、實に非常な巨額の國費を外國に支拂はねばならぬわけでありまして、近頃の狀態としてはその外國からの輸入もなかく思ふまゝにならなくなつて居るのであります。

例へば鋼鐵にしてもその大部分は米國から輸入される屑鐵を原料として、これに炭素を混ぜて鋼としてゐたのであります。最近米國はこの屑鐵を日本に賣らないやうにしたことは御承知の通りであります。又銅はこれも米國が世界第一の産出國であつて、我が國の産額などは極めて少量であつたのであります。この銅が大砲その他各種の武器製造上必要であることも周知のことです。(眞鍮は銅と亜鉛、赤銅は銅と金、青銅は銅と錫、亞鉛、砲金は銅と錫)

の合金)その他銀にしても錫にしても、亜鉛、アルミニウム、ニッケル等いづれも我が國の産出は僅少であつて、みな政府でその使用を制限されて居るのであります。

このやうな事情でありますから、此の際國內にある各種の金屬を出来るだけ政府に集中して將來の爲に萬全を期することはまことに重要なことでもあります。

今回財團法人戰時物資活用協會では神道教派聯合會、神道教派當局、大日本佛教聯合會、佛教宗派當局、日本基督教聯盟、基督教々團當局及び大日本青年團と協同して「寺院教會等退藏金屬品献納運動」を起すこととなり、内務、大藏、陸軍、海軍、文部、商工の各省、各道府縣國民精神總動員本部の後援の下に、全國の寺院教會並に檀信徒等に退藏せられてゐる宗教用具其他の金屬類の献納を實施することとなりました。

献納品は全國寺院教會及檀信徒の有する真鍮青銅・銅・鐵其他金屬製用具であつて、廢品

不用不急品又は無くても間に合ふ退藏品、或は代用品で間に合ふものであつて、各地の青年團に於てこれが蒐集の勞に當り、その他各市町村各種團體も連絡協力して蒐集目的の達成に努めることになりました。

各寺院教會等に於きましてはこれ等の金屬製品を整理せられ、不用不急その他代用可能品を選別し、檀信徒に對してもこの意味を充分徹底せしめて多數提出し得るやう、國家非常時の爲極力協力せられることを切望する次第であります。

尙これ等の金屬類を献納せられた教派、宗派、教團に對しては右の戰時物資活用協會から鄭重なる感謝狀を贈呈し、尙政府側より感謝狀を贈與される事となる筈であります。

x x x



本年のラミー

第三回作豫想收穫高

本縣に於ける昭和十五年ラミー(苧麻)第三回作の豫想收穫高は、去る九月二十日現在を以て調査の結果八百七十貫を示した。

蓋し本年のラミー(苧麻)第三回作は氣候概ね適順であつて病虫害等はなかつたが、一部に施肥等の不足に依り發育不良のものを生じた、め前記の如き收穫を見るべき豫想である。

尙ほ之を各郡市別に示すと次の如くである。

郡市別	豫想收穫高
總數	八七〇貫
鳥取市	—
米子市	—
岩美郡	二五

八頭郡	四〇
氣高郡	—
東伯郡	七六
西伯郡	—
日野郡	四〇



鳥取縣の奉祝

繼走コース決る

紀元二千六百年を奉祝記念し、神武天皇御創業の昔を偲び奉り、皇統連綿二千六百年皇運の彌榮を奉祝すると共に、益々奉公の誠を誓ひ奉らんとする全國民の意氣と熱誠の顯れを各道府縣民を代表して道長官、府縣知事が奉祝文を謹書し、帝都に向ふ全國四幹線街道及び關係道路の沿道市區町村民が之を捧持繼走して紀元二千

六百年奉祝第十一回明治神宮國民體育大會總裁宮殿下に奉獻し、特に時局下に於ける國民精神の振作と實質剛健なる國民體育の進展を圖るため今回厚生省が主催で此の奉祝繼走が行はれることゝなつた。

本大會奉祝繼走には遠く關東州、朝鮮、臺灣、樺太、沖繩等からも參加することになつて居り關東州、朝鮮、臺灣は何れも下關に下りて沖繩組九州組と合し、樺太は北海道の稚内で北海道組と合流して青森に至り、斯くて中仙道、甲州街道、茨城、千葉方面、東海道の四コースよりそれ〴〵各道府縣知事謹書の奉祝文を捧持して二十七日晴れの帝都入をすることになつてゐるのである。

而して鳥取縣關係の繼走コースは次の通り決定したが、先づ先驅者一名、旗手二名、指揮者一名、奉祝文捧持者(縣知事一名市町村長一名)護衛者三名、傳令一名計十名の鳥取縣奉祝繼走隊は、鳥根縣知事の奉祝文を二十一日午前六時五十分頃兩縣境に於て鳥根繼走隊から引繼

ぎを受け、更に各引繼所から沿道各市町村長が鳥取縣知事に奉獻する奉祝文を受取り捧持して同日午後九時十分頃鳥取縣廳に到着、此處で本縣知事の奉祝文を捧持して繼走し、岡山、鳥取縣境で岡山縣繼走隊に引繼ぐのである。
尚ほ本繼走を記念するため奉祝繼走隊はそれ〴〵引繼場所又は神社の境内、學校、市町村役場其の他適當なる箇所に記念の植樹(なるべく松)をすることゝなつてゐる。

主なる關係市町村	引繼場所	到着豫定時刻	出發豫定時刻
米子市	米子市役所前 日野橋東詰	前七、二二 五、一一	七、二四 五、四
淀江町	濱村岩ヶ鼻 養良農學校前	八、三四 五、三	三、三七 五、七
御來屋町	名和川橋 東坪	一〇、〇一 二、四	一〇、〇四 二、七
赤碕町	赤碕西端駐在所前後 八橋神社前	〇、〇七 三、一一	〇、一〇 三、四

山良町	大谷荒神前 由良新橋前	一、二〇 四、四	二、二三 四、七
青谷町	青谷西端勝部川 姫路神社前	五、〇二 三、六	五、〇五 三、九
鳥取市	縣廳 多給ヶ池辨天道	九、一〇 一〇、〇一	九、一三 一〇、〇四
浦富町	浦富熊野神社前	一一、四五 一二、二二	一一、四八 一二、二八
東村	東村役場前 縣境	前〇、一一 五、〇	〇、二〇 〇、二〇



青少年義勇軍配屬寮母募集

現在滿蒙の曠野に於て全國で約六萬名、本縣から約八百名の青少年義勇軍が進出して日夜共同生活訓練にいそしんでゐる。併し之等の青少

年義勇軍は何分十六歳から十九歳までの青年層のものであるから家庭的情味を加へた教育を施す必要がある。其の方面を擔當する即ち母性的保育に當る女子指導員(寮母)を昨年十月第一回の募集以來二回三回と募集し、目下滿蒙の天地に於て日本女子の意氣を發揮してゐるのであるが、今回更に第四回目として次の要綱に依り募集することゝなつた。

- 一 募集及養成主体 拓務省
- 二 委託養成機關 滿洲移住協會
- 三 應募資格

- 1 年齢二十五歳以上四十歳未滿の寡婦又は獨身者。
 - 2 女子中等學校卒業程度以上の學歴を有する者。
- 但し中等學校を卒業してゐなくても人物性情衆の範とするに足る者は採用せられることがある。

3 身体強健であつて志操堅實特に情操豊かなる者。

四 募集人員
全國で四十名

五 應募手續
應募者は拓務大臣宛に左記書類を道府縣廳に提出して地方長官の推薦を経ること。

六 募集締切
十月二十五日。

七 銓衡及入所
十月中日時決定の上道府縣廳に於て銓衡、假採用者を決定し十二月一日入所。但し東京に集合の上嚴密なる体格検査が行はれ不適當なる者は反省せしめられる。

八 養成方法
假採用者は寄宿舎に收容せられ、職員と居常寢食を共にし、學科實習を通じ時と所に應じて最も適切に職務を遂行し得る實力を養成する者は反省せしめられる。

れる。

尙ほ學科としては(一)日本精神(二)婦道(三)滿蒙开拓問題の認識を深め、實科としては營養看護、防疫、衛生、作法等の外日本体操、農業實習等が行はれる。

1 期間
四ヶ月

2 給與
内地訓練中は三十五圓乃至四十五圓を支給される。但し食費、舍費、教材費は自辨である。

3 携帶品
書類(要綱第五提出書類)各二通、印鑑、寢具、作業衣、下駄、日用品、モンペイ、通常着等。

4 東京集合に要する旅費は現住地より東京間の船車賃實費を支給される。
但し本人が豫め立替へて置き、訓練所に到着してから精算される。其のため乗車せる汽車、汽船、バス等の乗車證明書を持参す

ること。尙手荷物運賃超過の場合は其の支拂證に依つて支給される。

九 渡 滿

1 内地養成訓練終了後一旦郷里に飯り、東京に集合の上團體渡滿する。

2 旅費及び支度金として百八十圓支給される。

3 渡滿後は現地訓練所の職員となり俸給月七十圓以上を支給される。原則として三ヶ年服務すること。

4 任地に於ける生活は訓練所内の宿舍に居住し、所長を中心として訓練生と日常生活を共にし保護撫育に當るものである。

一〇 問合せ先

- 1 各道府縣廳
- 2 拓務省
- 3 滿洲移住協會

x x x

十月十六日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第百三十八號掲載内容

天皇陛下東京帝國大學に行幸

學生生活もこのやうに

紀元二千六百年奉祝美術展

佛印進駐のアドバルン廣東に上る

英本土爆撃行「ドイツ空軍」の記

常會は新體制の土臺石「大政翼贊會機構要圖」入

讀物ページ

○アメリカはどう動いてゐるか ○大政翼贊運動を語る

(下) 科學と日本人「山本忠興」 ○今こそ最後の金の御

奉公 ○明るき家 (二) 「火野葦平」 ○漫画其他

週報第二一〇號掲載内容

總動員態勢の強化「勅令解説」

會社經理統制令

蔣の新抗戰出源

大政翼贊會の發足「宣言・首相挨拶

簡易保險一戸一口増加運動

神宮西本殿並に近江神宮の御鎮座祭

金買上規則について